

高知県人口減少対策総合交付金（モデル施設整備事業）事業実施要領

第1 目的

この要領は、高知県人口減少対策総合交付金（モデル施設整備事業）交付要綱（以下「交付金要綱（モデル施設整備事業）」という。）第18条の規定に基づき、高知県人口減少対策総合交付金（モデル施設整備事業）の交付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 交付対象事業

交付金要綱（モデル施設整備事業）第3条の「連携加算型」の対象となる事業は、高知県人口減少対策総合交付金交付要綱第3条第2号に定める連携加算型の要件等を満たす事業とする。

第3 事業計画の申請等

交付金要綱（モデル施設整備事業）第7条第2項の「事業計画の申請及び変更申請の手続き」は、交付金要領第3の1及び2によるものとする。

第4 交付金額の算出方法について

(1) 交付金対象事業費すべてが備品購入費を含めて過疎対策事業債等の対象となる場合

① 過疎債を集落再生整備のための住宅に充当する場合（家賃収入のある事業の場合）

交付金対象事業費 100%	
過疎債対象 75%	市町村負担 25%
交付税措置 52.5% (75%×70%)	市町村負担

1/2 以内を県が支援

② 過疎債を集落再生整備のための住宅以外に充当する場合（家賃収入のない事業の場合）

交付金対象事業費 100%	
過疎債対象 100%	
交付税措置 70%	市町村負担

1/2 以内を県が支援

(2) 交付金対象事業費のうち、備品購入費が過疎対策事業債等の対象とならない場合

① 過疎債を集落再生整備のための住宅に充当する場合（家賃収入のある事業の場合）

交付金対象事業費 100%		
起債対象 95%		対象外 5%
過疎債対象 71.25% (95%×75%)	市町村負担	市町村負担
交付税措置 49.875% (71.25%×70%)	市町村負担	市町村負担

1/2 以内を県が支援

②過疎債を集落再生整備のための住宅以外に充当する場合(家賃収入のない事業の場合)

交付金対象事業費 100%		
起債対象 95%		対象外 5%
過疎債対象 95% (95%×100%)		市町村負担
交付税措置 66.5% (95%×70%)	市町村負担	市町村負担

1/2 以内を県が支援

(3) デジタル田園都市国家構想交付金を活用する場合

交付金対象事業費 100%				
地方創生拠点整備タイプ対象 95%			地方創生推進タイプ対象 5%	
地方創生拠点整備タイプ 47.5% (95%×50%)	起債対象		市町村負担	地方創生推進タイプ 2.5% (5%×50%)
	過疎債対象 (×75%)	市町村負担		
	交付税措置 24.9375%	市町村負担	市町村負担	

(95%×50%×75%×70%)

1/2 以内を県が支援

交付税措置 2% (5%×50%×80%)

上記は、過疎債を集落再生整備のための住宅に充当する場合(家賃収入のある事業の場合)の例

(2) の①、②は、対象外の備品購入費が全体の5%の例である。

ただし、(1)、(2)、(3)ともに交付金対象事業費全額に過疎対策事業債等を充当できない場合でも、過疎対策事業債等を充当したものとして算定する。

第5 実績報告等

交付金要綱(モデル施設整備事業)第12条第1項の「知事が別に定める書類」は次のとおりとする。

(1) 市町村が事業実施主体の場合

交付金算定事業にかかる以下の書類

- ア 工事請負又は委託等の契約書(契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類)の写し(交付金算定事業にかかるもの)
- イ 工事請負又は委託等の完了検査調書の写し
- ウ 工事出来高設計書
- エ 完成写真(施工前及び施工後が対比することができるもの。必要に応じて施工中の写真も添付すること。)
- オ 平面図(建物の場合は、立面図を含む。)
- カ 領収書の写し、会計伝票の写し又はこれに類する書類(支払が完了していない場合にあっては、請求書の写し)
- キ 取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える取得財産等がある場合は、取得財産等管理明細表(要綱別記第13号様式)

- ク アからキのほか、実施した事業の内容が分かる資料
- (2) 市町村以外の者が事業実施主体の場合（間接補助）
 - 交付金算定事業にかかる以下の書類
 - ア (1) のアからキに掲げる書類
 - イ 市町村の補助金交付決定通知の写し
 - ウ 市町村の補助金検査調書の写し
 - エ アからウのほか、実施した事業の内容が分かる資料

第6 委任

この要領に定めるもののほか、高知県人口減少対策総合交付金交付事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。